
AMT/NEWSLETTER

Competition

2026 年 7 月 31 日

COMPETITION NEWSLETTER(2026/7)

Contents

- I. 「令和 7 年度における取適法の運用状況及び中小事業者等の取引適正化に向けた取組」の公表について
 - 1. はじめに
 - 2. 取適法の運用状況
 - 3. 中小事業者等の取引適正化に向けた取組
 - 4. 今後の見通し
- II. 公取委、中小企業庁及び特許庁「知的財産権・ノウハウ・データの適切な取引のための優越的地位の濫用等に関する指針」及び「契約書ひな形」を公表
 - 1. はじめに
 - 2. 知財取引指針の概要
 - 3. 意見募集によって変更された箇所
 - 4. 意見に対して示された実務上の示唆に富む考え方
 - 5. おわりに
- III. 2026 年 4 月以降に執筆した独占禁止法に関する主な論文・書籍のご紹介
- IV. 事務所 News（受賞歴）

I. 「令和 7 年度における取適法の運用状況及び中小事業者等の取引適正化に向けた取組」の公表について

弁護士 石田 健 / 弁護士 松下 穰

1. はじめに

公正取引委員会(以下「公取委」という。)は、2026 年 6 月 10 日、「令和 7 年度における取適法の運用状況及び中小事業者等の取引適正化に向けた取組」を公表した(以下「本公表」という。)¹。製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律²(以下「取適法」という。)の執行件数は、令和 3 年(2021 年)度から増加し続けており、令和 7 年(2025 年)度の勧告件数は 39 件に達した。本稿では、本公表の主要部分について、概説する。

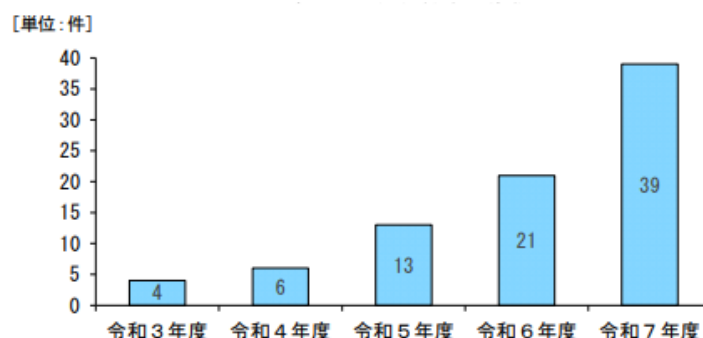
¹ <https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2026/jun/260610.html>

² 下請代金支払遅延等防止法(以下「下請法」という。)は、下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律(令和 7 年法律 41 号)の施行により、取適法と改められた。以下、取適法の施行日(2026 年 1 月 1 日)より前に処理された下請法違反事件についても、特に断りがない限り、取適法の名称及び対応する条文を用いることとする。

2. 取適法の運用状況

(1) 勧告件数の推移

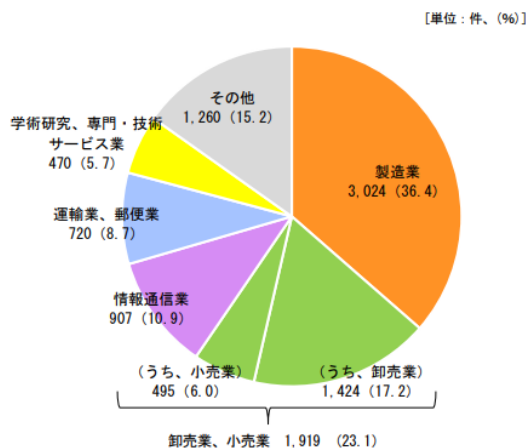
令和 7 年度の勧告件数は 39 件であり、近年の勧告件数の増加傾向をさらに強める結果となった(下図参照)。違反行為類型の内訳は、不当な経済上の利益の提供要請が 31 件、製造委託等代金の減額が 6 件、返品が 6 件、不当な給付内容の変更等が 1 件、買ったたきが 1 件であった³。



(出典:公取委「令和 7 年度における取適法の運用状況及び中小事業者等の取引適正化に向けた取組」(2026 年 6 月 10 日) 1 頁)

(2) 業種別件数の内訳

令和 7 年度における取適法違反事件に係る措置件数は 8300 件(勧告及び指導を含んだ件数)であり、業種別の内訳は下図のとおりである。



(注) () 内の数値は措置件数全体に占める比率である。また、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計は必ずしも 100 とならない。以下同じ。

(出典:公取委「令和 7 年度における取適法の運用状況及び中小事業者等の取引適正化に向けた取組」(2026 年 6 月 10 日) 6 頁)

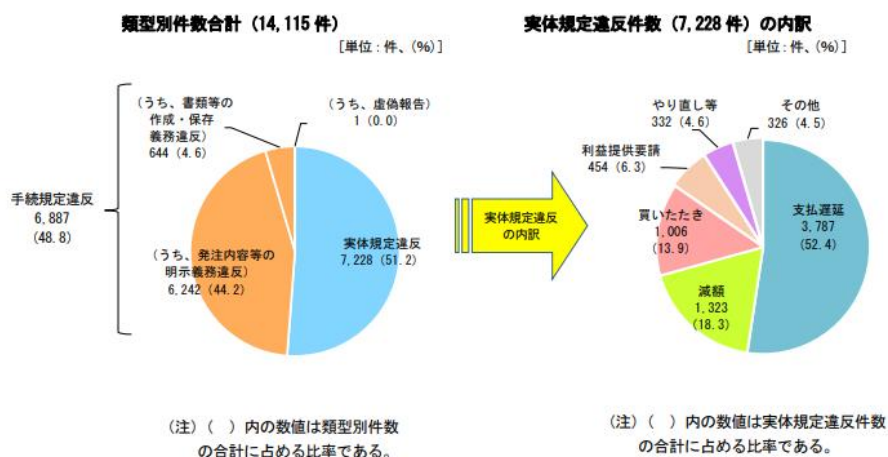
上図のとおり、業種ごとの措置件数は①製造業(36.4%)、②卸売業及び小売業(23.1%)、③情報通信業(10.9%)の順

³ 1 件の勧告事件において複数の違反行為類型について勧告を行っている場合があるため、違反行為類型の内訳の合計数と勧告件数とは一致しない。

となっている。これは、各業種の事業者が多いことや、取適法の対象となる取引(以下「中小受託取引」という。)が多く行われていることが要因と考えられる。

(3) 類型別件数の内訳

取適法違反行為を類型別にみると、令和 7 年度は全体で 1 万 4115 件⁴の勧告又は指導が行われた。手続規定違反と実体規定違反の割合は左下図、実体規定違反の行為類型別内訳は右下図のとおりである。



(出典:公取委「令和 7 年度における取適法の運用状況及び中小事業者等の取引適正化に向けた取組」(2026 年 6 月 10 日) 9 頁)

左上図のとおり、令和 7 年度における手続規定違反と実体規定違反はほぼ同割合であり、手続規定違反の 9 割以上が発注内容等の明示義務(取適法 4 条)違反となっている。

また、右上図のとおり、令和 7 年度における実体規定違反は、①支払遅延(取適法 5 条 1 項 2 号)が 52.4%と最も多く、次いで②製造委託等代金の減額(18.3%、取適法 5 条 1 項 3 号)、③買いたたき(13.9%、取適法 5 条 1 項 5 号)となっており、これら 3 つの行為類型で全体の約 8 割を占めている。

(4) 令和 7 年度における取適法違反の主な事例

令和 7 年度の勧告事件のうち 26 件は、金型等に関連する事例であった。これらは、製造業者である委託事業者が、金型等を用いて製造する製品等の発注を長期間行わないにもかかわらず、中小受託事業者に対し、金型等を自己のために無償で保管させること等により、その利益を不当に害していた事例である。公取委が金型等の無償保管の問題に積極的に取り組んできており、不適切な取引事案については厳正に対処する方針をとっていることを背景に、金型等に関連する事例の勧告件数がこれほど多数に上ったと考えられる。

また、支払遅延は、令和 7 年度における勧告事例は存在しないものの、上述のとおり実体規定違反の過半数を占める類型であり、公取委は、支払遅延について多数の指導を行った。本公表においては、勧告には至らなかった支払遅延の実例として、自動車の修理業務を中小受託事業者へ委託している委託事業者が、製造委託等代金の額が決定していないことを理由に、中小受託事業者から給付を受領しているにもかかわらず、当該給付の受領日に製造委託等代金を支払わなかった事例が挙げられている。

⁴ 1 つの事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるため、違反行為の類型別件数の合計と措置件数とは一致しない。

(5)調査の実施状況

(ア)中小企業庁長官からの措置請求

中小企業庁長官は、中小企業庁及び地方経済産業局が調査を行い、取適法 5 条に違反する事実があると認めるときに、同法 9 条に基づき、公取委に対し、取適法の規定に従って適当な措置を採るべきことを求めることができる。

令和 7 年度において、中小企業庁長官からの措置請求を受けて公取委が行った勧告件数は 9 件であった。令和 3 年度から令和 6 年(2024 年)度まで、中小企業庁長官からの請求に基づく勧告件数は 0 件から 1 件で推移していたのに対し、令和 7 年度は措置請求に基づく勧告件数が急増した。

(イ)特定の業種・業界における取適法違反被疑行為についての集中調査

公取委及び中小企業庁は、取適法の執行を通じて取引の適正化を推進するため、特定の業種・業界に対し集中的に調査を行い、取適法に違反する又は違反するおそれのある行為が認められた事業者に対して、迅速に指導等を行う新たな取組を実施した。令和 7 年度は、①自動車ディーラー及び車体整備事業者間の取引並びに②運送事業者間の取引について集中調査を実施した。

公取委はこの調査により、自動車ディーラーに対し、2 件の勧告及び 160 件の指導を行った。また、運送事業者に対し、2 件の勧告及び 530 件の指導を行った。

(ウ)定期調査

中小受託取引においては、その取引の性格上、委託事業者の取適法違反被疑事実を中小受託事業者が公取委へ自発的に情報提供しにくい実態がある。そこで公取委は、定期調査を実施することにより、中小受託事業者が委託事業者の取適法違反被疑事実を情報提供しやすい環境の整備に取り組んでいる。令和 7 年度において、公取委は、資本金の額又は出資の総額が 1000 万円超の委託事業者 6 万 5000 名及び当該委託事業者と取引のある中小受託事業者 30 万名を対象に定期調査を実施した。

(6)取適法違反行為を自発的に申し出た委託事業者に係る事案

公取委による調査着手前に、①取適法違反行為を行っていた委託事業者が公取委に対して自発的に違反行為を申し出て、かつ、②中小受託事業者に与えた不利益を回復するために必要な措置等、自発的な改善措置を採っているなどと認められる場合には、公取委は勧告するまでの必要はないものとして取り扱うこととされている⁵。

⁵ 公取委「下請法違反行為を自発的に申し出た親事業者の取扱いについて」(2008 年 12 月 17 日)
https://www.jftc.go.jp/toriteki/toriteki_tetsuduki/081217.html

令和 7 年度における委託事業者からの違反行為の自発的な申出は 53 件であった。これは直近 5 年間で最多である

第 3 表 自発的な申出の件数等

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
新規に受けた自発的な申出の件数	32件	23件	39件	32件	53件
処理した自発的な申出の件数	34件	20件	39件	36件	49件
自発的な申出による原状回復の金額	1億4896万円	8億2106万円	7770万円	3億5328万円	12億1019万円
自発的な申出により原状回復を受けた中小受託事業者数	433名	91名	2,158名	525名	1,234名

(出典:公取委「[令和 7 年度における取適法の運用状況及び中小事業者等の取引適正化に向けた取組](#)」(2026 年 6 月 10 日) 4 頁)

3. 中小事業者等の取引適正化に向けた取組

(1)令和 7 年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査の実施

公取委は、「[労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針](#)」(以下「労務費転嫁指針」という。)に基づく発注者・受注者の行動をフォローアップすることにより、労務費の転嫁円滑化の進捗状況を把握するとともに、公取委のウェブサイトに掲載している「[よくある質問コーナー\(独占禁止法\)](#)」の Q&A(具体的には、同 Q&A の Q20。以下「独占禁止法 Q&A」という。)に該当する行為が疑われる事案等を把握するため、12 万名を超える事業者に対して「令和 7 年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」を実施した。

公取委は当該調査において、書面調査に加え、462 件の立入調査を実施した。また、独占禁止法 Q&A に該当する行為が認められた事業者 4334 名及び労務費転嫁指針において求めている発注者としての行動指針に沿った行動を採らなかった事業者 9747 名に対し、注意喚起文書を送付した。

さらに、公取委は、2023 年 11 月 8 日に公表した「[価格転嫁円滑化に関する調査の結果を踏まえた事業者名の公表に係る方針について](#)」に基づき、相当数の取引先について協議を経ない取引価格の据置き等が確認された場合は、独占禁止法 43 条に基づき事業者名を公表する方針の下、令和 7 年度も個別調査を実施したところ、事業者名を公表すべき事業者は認められなかった。

(2)荷主と物流事業者との取引に関する調査の実施

公取委は、独占禁止法に基づき「[特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不正な取引方法](#)」を指定し、荷主と物流事業者との取引の公正化に向けた調査を継続的に行っている。

令和 6 年度において、公取委は荷主 3 万名、物流事業者 4 万名を対象とした調査をそれぞれ実施した。また、コスト上昇分の協議を経ない取引価格の据置き等が疑われる事案について、荷主 100 名に対する立入調査を実施した。さらに、独占禁止法上の問題につながるおそれのあった荷主 646 名に対し、注意喚起文書を送付した。

4. 今後の見通し

上述のとおり、近年、取適法の勧告件数が増加傾向にあることに加え、2026 年 4 月から 7 月 17 日までの取適法の勧告の件数は、すでに 11 件に上っており、令和 8(2026)年度も活発な取適法の執行が予想される。

上述のような取適法の執行状況や公取委の重点施策を踏まえ、事業者は、取適法違反の防止に取り組むとともに、取適法違反が判明した場合には、公取委に対する自発的申出や再発防止策の策定等、迅速かつ適正に対処していくことが重要と思われる。

加えて、2026 年 1 月 1 日の取適法の施行に伴い、適用基準に従業員基準、対象取引に特定運送委託がそれぞれ追加された。また、違反行為として協議に応じない一方的な代金決定が加わるとともに、手形払等が禁止された。事業者は、取適法違反を未然に防ぐためにも、自己の取引が取適法の適用対象となるか、違反行為に該当するかなど、取適法の内容を改めて確認する必要がある。

以上

Ⅱ. 公取委、中小企業庁及び特許庁「知的財産権・ノウハウ・データの適切な取引のための優越的地位の濫用等に関する指針」及び「契約書ひな形」を公表

弁護士 西山 洋祐 / 弁護士 新藤 友理 / 弁護士 吉田 崇裕

1. はじめに

公正取引委員会(以下「公取委」という。)、中小企業庁及び特許庁(以下公取委と併せて「公取委等」という。)は、「知的財産権・ノウハウ・データの適切な取引のための優越的地位の濫用等に関する指針」(以下「知財取引指針」という。)案及び同指針附属資料の「契約書ひな形」(以下「契約書ひな形」という。)案を、2026年3月30日に公表し、同年4月28日を期限として意見募集を行い⁶、その結果、公取委等に対して計47件の意見が提出された。

公取委等は、当該意見を踏まえ、2026年6月24日、原案を一部変更した上で、知財取引指針⁷及び契約書ひな形⁸を公表するとともに、提出された意見の概要及びこれに対する公取委等の考え方⁹を示した¹⁰。

知財取引指針及び契約書ひな形は、いずれも知的財産権・ノウハウ・データ(以下総称して「知的財産権等」という。)の取引を行う事業者にとって有用であるところ、本稿では、知財取引指針について簡単に説明し、その上で、特に意見募集によって変更された箇所及び意見に対して示された考え方のうち実務上示唆に富む点を紹介する。

2. 知財取引指針の概要

(1) 財取引指針の性質¹¹

知財取引指針は、主に事業者間の知的財産取引における知的財産権等の不当な吸い上げ等を念頭に置いている点で、消費者との関係を念頭に置いた「デジタル・プラットフォーム事業者と個人情報等を提供する消費者との取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」¹²(2019年12月策定、最終改定2022年4月)とは対象とする取引関係が異なる。そのため、たとえば、事業者がその従業員のデータを収集する場面は、事業者間の知的財産取引ではないため、これを直接の対象とはしていない(意見 No.15 及び No.33 に対する回答)。

また、知財取引指針は、独占禁止法と同様に、全業種を対象とした包括的かつ業種横断的な考え方を示している(契約

⁶ https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2026/mar/260330_pubcomme.html

なお、知財取引指針案と契約書ひな形案の概要については、「Ⅱ. 公正取引委員会、中小企業庁及び特許庁が公表した『知的財産取引適正化ワーキンググループ報告書』及び『知的財産権・ノウハウ・データを対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書』について」の「4. 『知的財産権・ノウハウ・データの適切な取引のための優越的地位の濫用等に関する指針』(案)及び『契約書ひな形』(案)の公表」小島 諒万／膝館 朗人(当事務所ニュースレター、2026年4月28日) https://www.amtlaw.com/asset/pdf/bulletins8_pdf/260428.pdf を参照されたい。

⁷ https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2026/jun/260624_chizaitorihiki2.pdf

⁸ https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2026/jun/260624_chizaitorihiki3.pdf

⁹ https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2026/jun/260624_chizaitorihiki4.pdf

¹⁰ https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2026/jun/260624_chizaitorihiki.html

¹¹ 意見 No.2、No.7、No.12、No.15、No.32、No.33、No.37、No.43 及び No.44 に対する回答

¹² <https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/dpfgl.html>

書ひな形についても「多くの産業において汎用的に活用」されることが想定されている。）。そのため、知財取引指針で示された考え方は、たとえば、大企業であるかどうかを問わず、また、取引開始前か取引継続中かを問わずにすべての取引段階が対象とされている（意見 No.37 に対する回答）。

（２）知財取引指針の概要

知財取引指針は、公取委が実施した知的財産権等に係る実態調査の結果等を踏まえ、知的財産権等の取引環境の整備や知的財産権等に係るリテラシーの向上により、イノベーションを促進することを目的として、独占禁止法上の考え方のほか、適切な取引を実施する上での対応策や契約書ひな形等を示す指針である¹³。

また、知財取引指針は、「独占禁止法等の考え方」の項に続く、「問題となり得る事例」の項で当局が問題視していると思われる具体的な事例を示している。事業者においては自身がこれらの行為をしていないかを点検する必要がある。例えば、ノウハウの開示を義務付ける条項を含む契約の締結を求め、相手方が当該条項の修正を求めたにもかかわらず、契約書のひな形は変更できないとの理由で修正を拒否してノウハウの開示を強制すること¹⁴、知的財産権譲渡の対価の設定方法に関して相手方の要望を考慮せず、協議の場も設けることもないまま、一方的に特定の方法を強制すること¹⁵等の多数の具体例が紹介されている。

同時に、知財取引指針は、「競争政策上の望ましい対応」の項に続く、「実践例」の項で、発注者において独占禁止法等の問題が生じないようにするための具体的な対応及び受注者が知的財産権等の不当な吸い上げを回避するための具体的な対応が示されている。例えば、データシステム提供に当たり、利用者から稼働データ等のリアルタイムデータを収集する場合、利用者に納得感をもって当該システムを利用してもらうために、収集対象のデータや利用範囲を利用規約に明示し、データに係る取引条件を明確化すること¹⁶、共同研究開発に際しては、契約書において、創出された成果物について、開発の寄与度に応じて、帰属を決定することを明確化すること¹⁷等が具体例として紹介されている。

なお、知財取引指針の概要版¹⁸も公表されており、同指針のエッセンスを理解する上で参考になる。

¹³ 前掲・脚注 7 の 1 頁

¹⁴ 前掲・脚注 7 の 15 頁。なお、ひな形を変更できないとの理由で、著作権の対価について別途協議を行う旨の条項の追加を拒否する行為についても 36 頁に記載のとおり「問題となり得る事例」として紹介されている。

¹⁵ 前掲・脚注 7 の 39 頁

¹⁶ 前掲・脚注 7 の 24 頁及び 25 頁

¹⁷ 前掲・脚注 7 の 74 頁

¹⁸ https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2026/jun/260624_chizaitorihiki5.pdf

知的財産権・ノウハウ・データの適切な取引のための優越的地位の濫用等に関する指針（概要①）

本指針 の特徴	目的：知的財産権等の取引環境の整備や知的財産権等に係るリテラシーの向上によるイノベーションの促進 ✓ 知的財産権に限らず、ノウハウやデータを含め、全業種を対象とした包括的かつ横断的な考え方を提示 ✓ 知的財産権等の不当な吸い上げ行為を中心に、独占禁止法（優越的地位の濫用）等の考え方を提示 ✓ 適切な知財取引に向けた基本的な対応方針、競争政策上の望ましい対策やその実践例を提示 ✓ 様々な対価設定方法（レベニューシェア等）や設定の在り方（成果物の工賃と知的財産権等の対価の区分等）を提示 ✓ 本指針の内容に関して、活用可能な相談窓口や体制を幅広く紹介

情報の管理	知的財産権等の価値の適切な評価	その他の行為類型
①基本的な考え方【中企庁・特許庁】：知財取引に係るあるべき姿を提示 ○秘密情報等に対する開示要請等 ・事前承諾のない秘密情報の取得・開示要請を行わないこと ○NDAの締結 ・NDAの締結拒否、片務的NDAの締結をしないこと ○ノウハウ等の取扱い ・合理的範囲を超えるノウハウ等の提供を求めないこと	○知的財産権等の適切な評価 ・知的財産権等の価値を適切に評価し、対価を決定すること ○対価設定の選択肢の拡充 ・受注者からの対価設定方法の提案に対して十分協議すること ○成果物の対価と知的財産権等の対価の区分 ・受注者からの対価の区分の希望に対して十分に協議すること	○出願干渉 ・企業が単独で行うべき出願等に干渉しないこと ○知財訴訟等のリスク転嫁 ・知的財産権に関する紛争の責任を一方的に転嫁しないこと ○共同研究開発等 ・共同研究開発の成果の帰属は貢献度で決定し、一方に単独で帰属させるときには、適切な対価を支払うこと
②基本的な対応方針【中企庁・特許庁】：例えば、ノウハウ流出防止に向けた情報管理の対応方針等、基本的な考え方を表現するための方策を提示 ➢ 自社が有する秘密情報の整理・管理 ➢ 公平かつ適切な範囲のNDAの締結 ➢ 工場見学時の秘密情報の管理	➢ 契約締結時における対価の支払条件等の明確化 ➢ 知的財産権等の様々な価値評価手法による対価設定等	➢ 双方に期待される役割分担の明確化 ➢ 共同研究開発前に保有していた情報の適切な管理等

1

知的財産権・ノウハウ・データの適切な取引のための優越的地位の濫用等に関する指針（概要②）

情報の管理	知的財産権等の価値の適切な評価	その他の行為類型
③独占禁止法等の考え方及び問題となり得る事例【公取委】：実態調査報告書で示した事例・独占禁止法等の考え方を提示 独占禁止法（優越的地位の濫用）等の問題となるおそれがある行為（※）として、本指針では下記について考え方を示し、問題となり得る約70事例を掲載している。 ※自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に行われる場合に優越的地位の濫用として問題となる。 ○ノウハウ等の一方的な開示要請（工場見学の場面など） ○NDAの締結拒否 ○片務的なNDAの締結	○知的財産権等の不当な対価設定 ・取引の対価や対価設定方法の一方的決定等 ○知的財産権等の不当な譲渡要請等 ・著作権等の無償譲渡・許諾の要請 ・無償の技術指導、試作品製造要請等	○出願干渉 ・一方的な特許出願制限の要請 ○知財訴訟等のリスク転嫁 ・損害賠償責任の負担要請 ○共同研究開発等 ・知的財産権の一方的帰属 ・共同研究開発の成果の利用制限等
④競争政策上の望ましい対応【公取委】：独占禁止法等違反の未然防止の観点から、当事者間における適切な協議の必要性等を提示 ➢ 取引条件について、取引の相手方に提示した上で、提示した理由について十分に説明するなど、取引条件をあらかじめ明確にして、十分協議した上で決定することや、当該取引条件を事実上の商慣習として扱うのではなく、書面で明示するなど、記録に残しておくことが望ましい。		
⑤実践例【中企庁】：適切な知財取引に向けた事例を提示【約50事例】 ✓ ノウハウ等の提供要請等への対応に関する取組 ・取引段階別（①契約締結前、②契約段階、③情報開示段階）の取組事例 ✓ NDAの締結に関する取組 ・NDA締結の徹底や締結時期に配慮している事例 ✓ 知的財産権等の対価設定に関する取組 ・利用範囲や許諾外の利用行為の制限など、適切な対価設定に向けた事例 ✓ 知的財産権等の対価設定方法の選択肢 ・多様な対価設定方法に関する事例 ✓ 発明者に特許を受ける権利が帰属する点を確認する取組 ✓ 知財訴訟に関する条項の協議に関する取組 ✓ 共同研究開発の成果の適切な帰属・分配に向けた取組		

2

（出典：公取委・中小企業庁・特許庁「知的財産権・ノウハウ・データの適切な取引のための優越的地位の濫用等に関する指針（概要版）」¹⁹（2026年6月24日）2頁及び3頁）

¹⁹ 前掲・脚注7

(3)知財取引指針についてのフォローアップ

公取委は、提出された意見に対して、「知財取引指針で示された独占禁止法上の考え方を踏まえたモニタリング・フォローアップを目的とした取引実態の調査を実施した上で、その結果を公表する予定」と回答している(意見 No.7 に対する回答)。知財取引指針は、もともと実態調査の結果等を踏まえて策定されたものであるところ、公取委が実施する実態調査には、調査の対象となった事業分野に関する取引慣行や競争環境を把握することで、独占禁止法違反となり得る行為を未然に防止する観点(エンフォースメントの観点)と、公正かつ自由な競争環境を確保するために事業者や事業者団体に対して自主的な改善を促す観点(アドボカシーの観点)の両側面の目的がある²⁰。

知財取引指針の公表後に公取委がモニタリングやフォローアップを行うことによって、「現に存在する商慣習に合致するからといって直ちにその行為が正当化されることにはならない。」(意見 No.23 及び No.24 に対する回答)とあるように、事業者に公正かつ自由な競争環境への不断の改善や取組を求め、一方で、公取委においては、知財取引指針を踏まえてどのように取引慣行や競争環境が変容したのかなどを適切に把握するとともに、実態調査を通じたアドボカシーの強化を図るものと考えられる。

3. 意見募集によって変更された箇所

(1)契約書ひな形

意見募集により寄せられた意見に基づいて、知財取引指針の複数箇所が修正されたが、重要な追記と思われる点は以下のとおりである。

修正の内容	修正の背景、詳細
① 第1の2への「特許を受ける権利、実用新案登録を受ける権利、意匠登録を受ける権利を含む。」との脚注の追記 ② 第2の3(1)イ及び同(3)アへの「共同研究開発の場面において、知的財産権の一方的帰属に関する要請等により、出願前に、特許を受ける権利等について不当な干渉を行う場合も独占禁止法等の問題となることにも留意が必要である。…」等の脚注の追記 (意見 No.5 に対する対応)	特許を受ける権利等が知財取引指針の知的財産権に含まれる旨が明記されとともに、出願前の特許を受ける権利等への不当干渉についても、独占禁止法等の問題となる旨が明記された。

²⁰ 公取委は、エンフォースメント(法執行)とアドボカシー(唱導)を組み合わせることで連携させることについて述べたステートメントを発表している。例えば、「デジタル化等社会経済の変化に対応した競争政策の積極的な推進に向けて-アドボカシーとエンフォースメントの連携・強化-」(2022年6月)(https://www.jftc.go.jp/dk/advocacy/220616digital_statement.pdf)や、「イノベーションの促進に向けた競争政策の積極的展開～変化の時代における公正取引委員会の役割～」(2026年1月)(https://www.jftc.go.jp/soshiki/profile/promotion_of_innovation2/promotion_of_innovation2_files/promotion_of_innovation2.pdf)がある。

③ 第1の4(1)への、優越的地位の判断の考慮要素に関する脚注の追記を行う修正 ④ 第1の4(1)への、親子会社・兄弟会社間の取引が優越的地位の濫用等として規制の対象となるかの考慮要素に関する脚注の追記を行う修正 ⑤ 第1の4(1)への、独占禁止法違反時の処理手続に関する脚注の追記を行う修正 (意見 No.7 に対する対応)	優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」²¹第2の2において、「乙の甲に対する取引依存度、甲の市場における地位、乙にとっての取引先変更の可能性、その他甲と取引することの必要性を示す具体的事実を総合的に考慮する」とされていることを明記する修正や、親子会社・兄弟会社間の取引が優越的地位の濫用として規制の対象となるかについては、「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」²²の「(付)親子会社・兄弟会社間の取引」の記載を具体的に引用する修正を行った。また、独占禁止法違反時の処理手続について、端緒(職権探知、申告、リニエンシー申請等)、調査等(立入検査、確約手続等)、処分等(排除措置命令、課徴金納付命令等)及び命令取消訴訟等に至るまでの説明がなされたフロー図への案内を追記する修正を行った。
⑥ 第2の2(2)カへの「文化芸術分野の適切な契約関係構築のため、契約書ひな形等を公開している(「芸術家等実務研修会の実施」)。」との脚注の追記を行う修正 (意見 No.11 に対する対応)	知財取引指針及び附属資料において、イラスト・デザイン・写真・文章等の情報成果物作成委託に対応した契約書ひな形が含まれていないという意見を踏まえ、文化庁が公表する文化芸術分野に係る契約書ひな形²³に言及する修正を行った。
⑦ 第2の3(1)アへの「取引とは直接関係のない又は受注者等が独自に開発した発明その他これに係る独自の改良発明等の出願、登録等について、共同出願を強制的に求めたり、事前報告や出願等の内容の修正を求めるなど、企業が単独で行うべき出願等に干渉しないこと。」と追記を行う修正 ⑧ 第2の3(1)ウへの「共同出願を要請することを含む。独占禁止法等の考え方については、…を参照。」などとの脚注の追記する修正 (意見 No.19 に対する対応)	「共同出願を行う場合には、たとえ発注者による干渉があり受注者が不本意に同意したのだとしても、受注者から発注者へ特許を受ける権利の一部移転がなされていないケースはあまり想定しにくく、特許が無効になるケースはかなり限られる」と思われる旨、「出願干渉における問題は無効か否かだけでなく、不当な圧力によって特許を受ける権利の一部譲渡に同意し共同出願となってしまうこと自体にある」と思われる旨の意見を受け、「共同出願を強制的に求めること」についても、出願干渉に該当し得る旨を明示する修正を行った。
⑨ 第2の2(1)イへの「なお、発注者よりも受注者の方が知的財産権等の対価の価値等について高度な知見を有している場合において、適切な対価を決定するため、発注者が受注者に対し、合理的な範囲内の情報の提供を要請することは想定し得るが、その場合であっても、合理的な範囲を超えて詳細な情報の提供を要請しないよう留意が必要であ	知的財産権等の対価の設定に当たって、発注者に十分な知見がなく、エンジニア等の専門家である受託者の知見に委ねざるを得ない場合における、受注者側の情報提供に関する追記を行った。

²¹ <https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyokijun/yuetsutekichii.html>

²² <https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyokijun/ryutsutorihiki.html>

²³ https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/kibankyoka/kenshukai/index.html

る。」との脚注を追記する修正 (意見 No.22 に対する対応)	
⑩ 第2の2(3)ア(ア)①への、取引の対価の一方的決定の該当性を判断する際の考慮要素に関する脚注の追記を行う修正 (意見 No.26 に対する対応)	「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」第4の3(5)アにおいて、取引の対価の一方的決定について、「この判断に当たっては、対価の決定に当たり取引の相手方と十分な協議が行われたかどうか等の対価の決定方法のほか、他の取引の相手方の対価と比べて差別的であるかどうか、取引の相手方の仕入価格を下回るものであるかどうか、通常の購入価格又は販売価格との乖離の状況、取引の対象となる商品又は役務の需給関係等を勘案して総合的に判断する。」とされていることを明記する修正を行った。
⑪ 第2の2(1)イへの「なお、その場合であっても、当事者が、対価に包括された知的財産権等の範囲等(成果物に関連する権利・利用範囲・期間・譲渡とライセンスの別等)を認識できることが望ましい。」との脚注を追記する修正 (意見 No.36 に対する対応)	寄せられた意見を踏まえ、成果物に係る対価の中に知的財産権等の対価を含めて包括的に設定することが合理的である場合であっても、対価に包括された知的財産権等の範囲等(成果物に関連する権利・利用範囲・期間・譲渡とライセンスの別等)を認識できることが望ましいことを明示する修正を行った。

筆者らが作成

(2)契約書ひな形

他方、契約書ひな形に関して、意見募集により寄せられた意見に基づいて修正された箇所は以下の一か所のみである。
当該修正については、著作権については専用実施権を設定することはできないことや独占的通常実施権を設定すれば、開発委託者である甲としては受託者である乙の発明等に係る知的財産権を実施等できることを指摘する意見を踏まえてなされたものである。

変更の内容
開発委託契約ひな形5条1項の注釈の「乙に帰属するが、甲に対して専用実施権を設定するものとする」との記述を、「乙に帰属するが、甲に対して専用実施権、独占的通常実施権等を設定又は許諾するものとする」に変更する修正

4. 意見に対して示された実務上の示唆に富む考え方

上記に加え、以下のとおり、意見を踏まえて実務上重要と思われる考え方が示された。

知財取引指針の58頁の「(ウ)受注者に帰責事由がない場合の協力・補償」の記載に関しては、「当該箇所で示している考え方はあくまで原則であり、第三者からの訴訟対応に必要な程度での情報開示について、当事者間で具体的な調整することは可能である」との公取委の見解が示された(意見 No.10 に対する回答)。

また、受注者が発注者による将来的な保守運用に協力する旨を合意していたような場合に関して、「一般論として、その内容が明確になっておらず、取引の相手方にあらかじめ計算できない不利益を与えることとなる場合などは、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなり、優越的地位の濫用として問題となり得る」との公取委の見解が示された(意見 No.14 に対する回答)。

加えて、知財取引指針の63頁の「共同研究開発によって得られた成果の帰属は、技術やアイデアの貢献度によって決め

られることが原則である」との記載に関して、研究開発費用の負担や設備提供といった形での成果への貢献も考慮要素となることを記載すべきであるという意見に対して、研究開発経費を負担しているからといって、そのことが直ちに成果である知的財産権等が経費負担事業者に帰属するという取決めを正当化するものではない旨の公取委の見解が示された(意見 No.27 に対する回答)。

上記のほか、知財取引指針の 49 頁の「契約を締結する際には、…取引条件をあらかじめ明確にして、十分協議した上で決定することが望ましい」との記載に関して、「必ずしも個別取引ごとに詳細な交渉を求める趣旨ではなく、反復継続的に行われる取引においては、初回契約時等において取引条件について十分な説明及び合意形成がなされている場合には、その後の個別取引については同一条件に基づく運用を行うことが許容される旨を明確化すべきである」という意見に対して、「知財取引指針における『十分協議した上で決定することが望ましい』との記載については、反復継続的に行われる取引において、初回契約時等において取引条件について十分な交渉に基づく合意がなされている場合であっても、原材料費等の高騰等、事情変更等により、当初定めた取引条件が適切とはいえなくなるケースも想定されるところであり、十分な協議を経て決定された、反復継続して行われる取引に共通して適用される取引条件であるからといって、当然に、全ての個別取引において同一条件に基づく運用が許容されることにはならない」との公取委の見解が示された(意見 No.35 に対する回答)。

知財取引指針では、名ばかりの共同研究²⁴を例にして、「研究開発経費を負担していることが直ちに成果である知的財産権等の帰属主体となることを正当化するものではない。」と記載されているところ、公取委が策定した「共同研究開発に関する独占禁止法上の指針」²⁵(1993 年 4 月策定、最終改定 2017 年 6 月)においては、同指針の適用対象とはならない場合として、「一方のみが研究開発活動を行い、他方はその成果を一定の対価ですべて取得する場合のように、単に技術開発を目的とする請負契約類似の関係と考えられ、事業者間の共同行為という性質を持たないもの」が挙げられている。この整理を踏まえると、知財取引指針上の名ばかりの共同研究についても、事業者間の共同行為という性質を有さない研究として整理されると考えられる。

また、公取委及び経済産業省が策定した「スタートアップとの事業連携及びスタートアップへの出資に関する指針」²⁶(2022 年 3 月策定、最終改定 2026 年 2 月)(以下「スタートアップ指針」という。)においても、名ばかりの共同研究に係る独占禁止法上の考え方(取引上の地位がスタートアップに優越している連携事業者による優越的地位の濫用)が示されているところ、同指針においても、研究開発の経費の多くを連携事業者が負担する場合であっても、連携事業者が成果物の知的財産権の帰属主体となることを直ちに正当化するものではなく、成果物創出への貢献度等を踏まえて定められるべきものであるとされている。特に、知財取引指針 68 頁において「取引上の地位が他方当事者に優越している一方当事者が、正当な理由がないのに、取引の相手方である他方当事者に対し、共同研究開発等の成果の全部又は一部の無償提供等を要請する場合であって、当該他方当事者が、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなるおそれがあり、優越的地位の濫用(独占禁止法第 2 条第 9 項第 5 号)として問題となるおそれがある。」とされているところ、同頁脚注 94 において、「スタートアップ指針においても、同様の考え方が示されている(第 2 の 3(2)イ「名ばかりの共同研究」)。」との記載がある。加えて、知財取引指針は複数個所でスタートアップ指針を引用している²⁷。

24 前掲・脚注 7 の 64 頁において、名ばかりの共同研究は、「共同研究の大部分が一方の当事者によって行われたにもかかわらず、共同研究の成果に基づく知的財産権を他方の当事者のみ又は双方に帰属させる契約を締結させられる場合」とされている。また、同頁の脚注 84 では、「共同研究開発を実施する際に、実質的な創作を一方当事者が担い、他方当事者は単なる資金提供やプロジェクト管理、助言等のみの関与にとどまる『名ばかりの共同研究開発』となっていた場合に、その成果の権利帰属が他方当事者のみに偏るのは、発明者の定義から鑑みても適切とは言えない。」とされている。

25 <https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/kyodokenkyu.html>

26 <https://www.jftc.go.jp/file.jsp?dk/guideline/unyoukijun/startup/start-up.pdf>

27 意見 No.7 に対する回答においても、「知財取引指針では、あらゆる立場の事業者が参照できる内容とするため、特定の分野に関する既存の指針等の内容や考え方を適宜引用しており、スタートアップとの取引に関して、『スタートアップとの事業連携及びスタートアップへの出資に関する指針』を引用しています。」とされている。

このように、知財取引指針における記載は、公取委における従来の整理を維持したものといえる。

5. おわりに

以上を踏まえ、知的財産権等に係る取引を行う事業者においては、知財取引指針において独占禁止法上の問題があるとして紹介されている事例を確認するとともに、知的財産に係る取引を行うに当たり注意すべきポイントがまとめられている契約書ひな形を参考にすることで、自社が類似の態様で取引をしていないかを確認する必要があるだろう。

以上

Ⅲ. 2026 年 4 月以降に執筆した独占禁止法に関する主な論文・書籍のご紹介

2026 年 4 月以降にこれまで当事務所の弁護士が執筆した独占禁止法に関する主な論文・書籍をご紹介します。リンク先から閲覧可能なものも多くございますので、ご高覧いただけますと幸いです。

- ◆ 欧州委員会の公表した新たな企業結合ガイドライン草案
2026 年 6 月(共著:[ムシス バシリ](#)、[小坂 惇](#)) 商事法務 CODE
- ◆ Q&A BtoC ビジネスと企業の法実務対応 消費者庁所管主要 9 法令から理解する
2026 年 5 月(共著:[橋本 康](#)) 有斐閣
- ◆ 書評―滝澤紗矢子ほか編『優越的地位濫用規制の現在地と新展開―デジタル時代の搾取規制』
2026 年 5 月(著:[中野 雄介](#)) 有斐閣 ジュリスト 5 月号
- ◆ 公取委「知的財産権・ノウハウ・データを対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書」を公表
2026 年 4 月(著:[西山 洋祐](#)、[吉田 崇裕](#)) 商事法務 CODE

IV. 事務所 News (受賞歴)

当事務所は、国際的に定評ある評価媒体による最新のランキングにおいて、前年度に引き続き、競争法を含め多数の分野にて最高位(Band 1／Tier 1)にランクインしました。代表的なランキングである Chambers Asia-Pacific の競争法分野の個人部門においても、当事務所の弁護士が 6 名ランクインしており、ランクインした弁護士の人数は、日本の法律事務所では最多となっております。

◆ The Best Lawyers in Japan™・Best Lawyers: Ones to Watch in Japan™ (2027 Edition)

[江崎 滋恒](#)、[中野 雄介](#)、[山田 篤](#)、[ムシス バシリ](#)、[原 悦子](#)、[臼杵 善治](#)、[鈴木 剛志](#)、[矢上 浄子](#)、[小島 諒万](#)、[西向 美由](#)

詳細は、[こちら](#)から閲覧可能です。

◆ The Legal 500 Asia Pacific 2026

[中野 雄介](#)、[ムシス バシリ](#)、[原 悦子](#)

詳細は、[こちら](#)から閲覧可能です。

◆ Chambers Asia-Pacific 2026

[中野 雄介](#)、[山田 篤](#)、[ムシス バシリ](#)、[原 悦子](#)、[鈴木 剛志](#)

詳細は、[こちら](#)から閲覧可能です。

◆ 日本経済新聞 – 2025 年 企業法務税務・弁護士調査 弁護士ランキング

[中野 雄介](#)、[矢上 浄子](#)

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 石田 健 (takeshi.ishida@amt-law.com)
弁護士 松下 穰 (yutaka.matsushita@amt-law.com)
弁護士 西山 洋祐 (yosuke.nishiyama@amt-law.com)
弁護士 新藤 友理 (yuri.shindo@amt-law.com)
弁護士 吉田 崇裕 (takahiro.yoshida@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

本記事(又は本記事の一部)は商事法務 CODE にも掲載しています。